

おしゃっち MOTTAINA 市（もったいないち）実施要領

1 目的

農林水産物の生産工程においては、品質や食味は変わらないものの形や大きさが市場出荷に適さない「規格外品」が一定量発生し、フードロス（廃棄処分）や無償提供による所得低下の一因となっている。

一方、飲食業や宿泊業においては、物価高騰による原材料費負担割合が増え続けており、経営をひっ迫させる要因となっている。

このことから、規格外農林水産物を有効活用した地域の消費拡大、生産者と事業者の交流及び大槌町文化交流センターの利用促進を図ることを目的に実施するもの。

2 期間・日時

令和6年8月22日(木)から 毎週木曜日 午前10時～午後3時 (なくなり次第終了)
ただし、出品希望者がいない日は、休みとする。

3 場所

大槌町文化交流センター おしゃっち 1階エントランス（大槌町末広町1番15号）

4 主催・後援

主催：大槌町文化交流センター

後援 花巻農業協同組合、大槌商工会、(一社) 大槌町観光交流協会

5 実施方法

- (1) 出品者は、町内に居住する農林水産物生産者とし、販売品は、「農業及び水産業における食品の採取業の範囲について（令和5年2月6日付け薬生食監発0206第2号）」を参考とする。
- (2) 開催周知は、関係機関を通じて、生産者及び飲食業・宿泊業事業者へ行う。また、SNSでの発信、館内へのポスターの掲示等も行う。
- (3) 新たに販売を希望する生産者は、申込書（兼 同意書 及び 誓約書）を提出すること。
- (4) 申込みを行った生産者で、木曜日の出品を行う場合は、可能な限り、前日までに大槌町文化交流センターに連絡し、出店調整を行う（出品者は最大10者程度）。
- (5) 販売スペースは、生産者1団体につき会議用テーブル1台とする。
- (6) 販売方法は、大槌町文化交流センター館内を提供した無人販売所の扱いとする。
- (7) 販売単位は、1セット500円とし、系統や産直施設に出荷しない規格外品とする。
- (10) 出品は午前10時以降、回収は午後3時まで（厳守）とする。
- (11) 出品者は、商品と料金箱を持参陳列し、終了後、売れ残り品と料金箱を回収する。
- (12) 購入者は、購入希望品の出品者が設置した料金箱へ料金を投入し、商品を購入する。

6 経費

特になし。既存什器を利用し、必要に応じてPOP等の作成を行う。

7 その他

- (1) 出品に当たり、館内を汚した場合は出品者が清掃、場合によって消毒を行うこと。
- (2) 大槌町文化交流センタースタッフは、販売品、料金箱等の目視確認及び不審者への注意喚起を行うが、万一、盗難等があった場合はその責任を負わない。
- (3) 飲食業・宿泊業事業者へ開催周知を行うが、一般来場者の購入を妨げない。
- (4) 購入者は、規格外品の販売であることを理解したうえで購入すること。

8 問い合わせ先

大槌町文化活動交流施設（大槌町文化交流センター内） 小笠原 電話：0193-27-5181